

習志野市教育委員会会議録
 (平成17年第4回定例会)

- 1 期 日 平成17年4月27日(水)
 習志野市教育委員会事務局大会議室
 開会時刻 午後3時00分
 閉会時刻 午後4時00分
- 2 出席委員 委員長 青 木 克 己
 委員 吉 村 博 与
 委員 栗 原 伸 夫
 委員 小 泉 俊 雄
 委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
 教育総務部長 小 滝 益 夫
 学校教育部長 由 比 ヶ 濱 勤
 生涯学習部長 小 林 伸 二
 学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
 学校教育部参事 渡 辺 伸 治
 教育総務部次長 志 村 豊
 学校教育部次長 柴 田 史 香
 生涯学習部次長 高 山 幸 男
 教育総務部副技監 鈴 木 知 行
 学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
 学校教育部副参事 鶴 岡 智
 生涯学習部副参事 奥 平 純 一
 指導課長 倉 光 正 力
 学校教育課長 大 友 秀 雄
 青少年課長 吉 田 信 博
 青少年センター所長 小 柳 茂
 教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
 学校教育部主幹 鈴 木 博
 生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
 生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成17年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第18号から議案第21号までについて非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第18号から議案第21号までを協議事項の後にすることを諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成17年第3回定例会及び第3回臨時会の会議録について承認を求め、それぞれ、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について (企画管理課)

教育総務部次長が

習志野市教育委員会文書管理規程第9条第5号において、現行では、親番号及び枝番号については受領する申請書等に使用できるとなっているが、発信する文書にも使用できるように改正するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について (学校教育課)

学校教育課長が

平成16年度は申請数が20人、融資者が9人、不決定者が11人となっていて、融資金額は3,450,000円となっている。平成5年10月から平成17年3月31日の期間では、申請数が410人、融資者が316人、不決定者が94人となっている。平成17年3月31日現在、累計融資額は120,350,000円、融資残高は10,190,980円となっている、と概要を

説明。

委員が

融資金額の返納率はどれくらいか、と質問。

学校教育課長が

返済不能が3件あり、416,244円となっていて、今も未納となっている、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 習志野市指定文化財の解除について

(社会教育課)

生涯学習部副参事が

旧鵜田家住宅は、千葉県文化財保護条例第4条第1項の規定により、平成17年3月29日付けで、千葉県指定有形文化財として指定されたので、習志野市文化財保護条例第5条第2項の規定により市の指定文化財を解除されたものである、と概要を説明。

委員が

習志野市の指定と千葉県の指定の違いはどこか、と質問。

生涯学習部副参事が

それぞれの範囲の中で重要であり、格付けという意味合いとなっている、と回答。

委員が

習志野市からの支出が多くなるのであれば、指定してもらわない方がいいのではないかと質問。

生涯学習部副参事が

最初から県の指定であった旧大沢家では県費補助金が出た、と回答。

委員が

県の費用で全部修理、補修、管理をするのか、それとも習志野市が支出するのか、と質問。

生涯学習部副参事が

市の指定から県の指定になった時、保存維持する関係で修繕を加える場合は県の予算内で県費補助が出るということになっている、と回答。

委員が

県の指定になったことで、どれだけ習志野市の負担が軽減されるのか、と質問。

生涯学習部副参事が

修繕等でかかった費用の4分の1あるいは3分の1が県費補助で出る、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

報告事項(4) 平成17年習志野市議会第1回定例会一般質問について (企画管理課)

教育総務部次長が

教育委員会に係る一般質問はこども部も含め、9名の議員の方から17項目の質問があり、その概要を説明。

委員が

子どもの安全対策について、どんなに対策を講じても事件が起こるのを見ると、大変不安になっている保護者も多い。地域に町内会の回覧板などを使って、子どもの登下校時刻を知らせて、地域の皆さんで見守るといったような、情報提供をしている学校があるとのことだが、習志野市内で実施している学校はあるのか、と質問。

学校教育課長が

登校時に玄関先で、子どもが見えなくなるまで見守るようお願いしたり、学校の前に老人会の方などが毎日立ち、通学時に挨拶をしている学校もある、と回答。

委員が

地域にいる年配の方たちは時間的な余裕もあり、役に立ちたがっている人がたくさんいると思うので、そのような方たちと、みんなで見守っていく雰囲気大切だと思う、と発言。

学校教育課長が

監視カメラをつけた屋敷小学校でも、地元の老人会の方々にお手伝い頂いている。また、今後監視カメラを設置する小学校においても、同様に協力をしていただかないと、有効な活用ができないのではないかと、各小学校に伝えてある、と発言。

委員が

これからの習志野市の教育委員会で議論を深めるためにも、市議会に関するだけでなく、県の教育方針や県議会の情報等をいただきたい、と発言。

教育総務部次長が

できるだけ情報を収集してお知らせしたい、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

議案第16号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

学校教育課長が

人事カードの様式の改正をするものである、と概要を説明。

委員が

今回の改正の目的は何か、と質問。

学校教育課長が

様式に休業・休暇欄を追加した理由は届出・承認申請の簡素化である、と回答。

委員が

性別・婚姻欄を削除したというところに意味があるのではないかと、質問。

学校教育課長が

休業・休暇欄を追加したことによる届出・承認申請の簡素化が主な理由と聞いている、と回答。

委員が

改正後の人事カードの旧姓使用、旧姓欄の記入の仕方はどうなるのか、と質問。

学校教育課長が

旧姓使用については、届出をしてもらい、申請に従い、本庁で記入する事になっている、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が

平成17年3月28日に東葛飾郡沼南町が柏市に編入したことに伴う規則改正である、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成17年5月18日(水)午後3時に決定された。

<議案第18号から議案第21号まで非公開>

議案第18号 習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が、改正の概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された。

議案第19号 習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(社会教育課)

議案第20号 習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(社会教育課)

議案第 21 号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (生涯スポーツ課)

生涯学習部次長が、議案第 19 号から議案第 21 号まで一括して改正の概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 19 号、議案第 20 号及び議案第 21 号はそれぞれ原案どおり可決された。